

千歳市福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成 17 年 12 月 27 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千歳市附属機関設置条例（平成 19 年千歳市条例第 4 号）別表に掲げる千歳市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 49 条第 3 号の福祉有償運送に係る次に掲げる事項について協議を行い、意見を取りまとめる。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 79 条の規定による登録（第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 輸送活動における利用者からの苦情、事故等に関する事項
- (4) その他必要な事項

(協議会の構成等)

第 3 条 協議会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ 1 名又は 2 名を市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 福祉有償運送の利用者
 - (2) 市内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
 - (3) 地域住民
 - (4) 地域ボランティア
 - (5) 市内において一般旅客自動車運送事業を行っている者及びその組織する団体
 - (6) 前号の事業に係る事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (7) 学識経験のある者
 - (8) 北海道運輸局の職員
 - (9) 市の職員
- 2 協議会には、会長 1 名及び副会長 1 名を置き、委員が互選する。
 - 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命し、又は委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(再協議)

第6条 前条の会議において、同条第3項の規定による裁決に至らなかったときは、あらかじめ会長が指定した委員によって再協議を行うものとする。

- 2 前項の再協議において、決した事項は、前条第3項の規定による決定とみなす。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、千歳市保健福祉部福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 27 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 15 日)

この要綱は、平成 19 年 6 月 15 日から施行する。